

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年六月十七日第七号及び平成十九年八月三十日第十号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十八年 五月十六日
指定の取消しに係る道路の位置	飯能市大字笠縫百六十一―二から 二百七十九―三まで 飯能市大字笠縫九十七―七から 百六十五―四まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十七・〇 五十五・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇 六・〇